

消費者が主役の「消費者庁」の創設を求める会長声明

近年、食品の安全・表示分野におけるこんにゃくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、製品の安全分野におけるガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シェレッダーによる指切断事故、取引分野における大和都市管財事件、英会話教室NOVA事件、悪質商法被害や多重債務被害など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化した。そして、これらの被害を救済・防止できない消費者行政の仕組みや体制の問題性が指摘されている。

また、各地の消費生活センターなど地方自治体の相談窓口による相談・あっせん解決は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段として重要である。しかるに、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の1995年度には全国200億円（都道府県127億円）だったものが2007年度は108億円（都道府県46億円）に落ち込むなど年々削減されており、地方の相談窓口は、十分な相談体制がとれない、あっせん率が低下している、被害救済委員会が機能していないなど、多くの問題を抱えている。

2007年10月、福田康夫内閣総理大臣は、就任直後の所信表明において「生産第一という思考から国民の安全・安心を重視し、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し消費者保護のための行政機能の強化に取り組む」と述べ、2008年1月18日の第169回通常国会での施政方針演説では「各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を発足させ、併せて消費者行政担当大臣を常設する。新組織は国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になるものとする」旨表明した。

自民党消費者問題調査会は本年3月19日、「産業育成官庁から独立し、消費者・生活者目線で他省庁に司令を出す『消費者庁』の新設（強い監督権限）」「地方消費者行政の充実」「違法収益のはく奪」「相談窓口の一元化」などを骨子とする最終とりまとめを行い、民主党も消費者保護官（オンブズパーソン）構想を提言するなど、野党各党も検討を進めている。本年3月27日には国民生活審議会総合企画部会が部会報告において消費者・生活者を主役とした行政への転換を提言し、4月2日には政府の消費者行政推進会議が、「消費者主役の行政の舵取り役として強力な権限を持った新たな組織の創設」「消費者が頼れるわかりやすい窓口の設置」「国と地方双方の消費者行政の一元化」などを検討すべきとの論点整理を行い、5月中にも最終報告を取りまとめる予定である。

このような中、本年4月23日、福田康夫内閣総理大臣は、政府が設置した消費者行政推進会議において、「消費者を主役とする『政府の舵取り役』としての消費者庁（仮称）を来年度から発足させる」との意向を明らかにし、消費者に身近な問題を取り扱う法律は消費者庁に移管することや、地方消費者行政の強化を打ち出した。

当会は、この方針を高く評価するものであるが、消費者主役の実効性ある制度のために、以下のような権限・機能を有する新組織や制度の創設を強く求める。

- 1 新組織が消費者政策の企画・立案を行うとともに、消費者被害が多発する主要な分野については事業者に対する規制権限を直接行使できるよう、関係法の所管を新組織に移管し、又は必要な立法を行うこと。
- 2 新組織が消費者の権利擁護の理念の下にその責任を果たせるよう、消費者団体に新組織に対して調査や勧告権限発動を求める申立権を付与するなど、新組織の運営に消費者が参加したりこれを監視する制度及び消費者・消費者団体の活動を支援する制度を整備すること。
- 3 消費者、事業者、公益通報者等からの被害関連情報を、新組織が一元的に集約し、調査・分析・公表する権限と原因究明機関を持つこと。
- 4 消費者の苦情相談が国及び地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、地方の相談体制の拡充、情報の集約と発信、国と地方の連携等の施策を推進できるような制度・体制を構築すること。
- 5 新組織ないし関係省庁が調査把握した情報に基づき、違法収益の機動的な凍結及びはく奪を行い、被害者に分配する制度を導入すること。

以上、当会は、消費者行政を一元化し、消費者の保護・救済を図る新組織としての「消費者庁」の創設を強く求める。

2008年5月23日

千葉県弁護士会 会長 小倉 純夫

